

議案第82号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年12月9日

三朝町長 松 浦 弘 幸

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年鳥取県指令市振3第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（広域連合議員の選挙の方法） 第8条 略 2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 （3） 三朝町 <u>2人</u> （4） 略 （5） 琴浦町 <u>2人</u> 3・4 略	（広域連合議員の選挙の方法） 第8条 略 2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 （3） 三朝町 <u>1人</u> （4） 略 （5） 琴浦町 <u>3人</u> 3・4 略

附 則

この規約は、令和4年2月20日から施行する。